

第23回 時効(3)－取得時効・消滅時効に共通の規律(続)

2005/07/01

松岡 久和

Case45 YがXに対する100万円の債務につき次のような行為を行った場合、その後、Xがその債権の履行を求めて起こした訴訟において、Yは消滅時効を主張できるか。

- ①金銭消費貸借契約書中に「Yは消滅時効を主張しない」との特約がある場合。
- ②時効期間経過前にYが「消滅時効を主張しない」との念書をXに差し入れた場合。
- ③時効期間経過後にYが「もう少し弁済を待ってくれ」とXに懇願した場合。

【時効の遡及効】（E197-198頁、佐355、361頁）

・効果は起算日に遡及（144条）

→時効進行中に時効取得者が行った目的物処分は有効。

時効進行中の目的物への加害には、（時効完成后）時効取得者が損害賠償請求可能。

※取得時効進行中に登記名義人が支払った固定資産税等は不当利得で求償可能？

消滅時効の場合、（元）債務者は時効進行中の利息や遅延損害金についても免責。

【時効の利益の放棄】（E198-199頁、佐387-390頁）

1 時効の利益の放棄

・時効の利益は、~~時効完成前には放棄できない~~（146条）。

←債権者等が有利な立場を利用して事前放棄をさせるおそれがあり、時効が弁済の証拠の不備を補うものとして機能する側面では、不当性が高い。

※もっとも時効進行中の時効の利益の放棄は承認として時効中断効を生じうる。

・時効完成後は時効の利益は放棄できる（援用権と同様の理由）。

時効の利益の放棄：完成した時効の効力を消滅させる意思表示＝援用権喪失事由

・特別の方式の不要な単独行為。裁判外でも可能。

放棄者の処分能力や権限は必要←援用権の処分行為←→完成前の承認の場合（156条）。

・相手方の権利を認める行為（自認行為 **例** 債務の承認、弁済猶予の願い、弁済、一部弁済）があれば、時効の利益の放棄が推定される。

・効果：援用権喪失。もっとも放棄時から新たな時効が進行（**判例** 判104、昭45年）。

放棄は当該放棄者についてのみ効力を生じる（**相対効**）。

2 時効完成を知らないで行った債務の承認

・旧判例：時効完成を知っていると推定（最判昭和35年6月23日民集14巻8号1498頁）

批判 時効の完成を知らないからこそ自認行為をするのが普通

・新判例：自認行為後に時効を援用するのは信義則に反する（**判例** 百43＝判103、昭41年）。

←①矛盾行為禁止の原則、②相手方の信頼保護

【時効制度の意義と根拠】(E202-203頁、佐356-359頁)

- ・種々の考慮の総合でいずれか一つの要素だけでは説明できない(多元説)。
 - ① 永続した事実状態に対する信頼の保護……実体法説に親和
：長年の間には永続した事実状態を信頼した法律関係が築かれるから、これを覆すことは、社会秩序の安定を害する。
←→新たな利害関係者が登場していないときには説明に窮する。
事実状態が権利関係と異なることを知っている者には保護に値する信頼がない。
 - ② 権利行使懈怠への制裁……実体法説に親和
：「権利の上に眠る者は保護に値しない」(法諺)。
←→短期消滅時効を説明できない。
 - ③ 立証困難の回避＝真の権利者・弁済者の保護……訴訟法説に親和
：一定の事実の継続は真実を反映する蓋然性が高く、時効は真の権利者や弁済者を立証困難から救済する制度で、良心や正義に反するものではない。
←→時効を権利の得喪原因とする民法の構成にそぐわない。
権利者でないことや弁済していないことを自認する者も保護されうる。
- ・多元説は問題毎に①～③を使い分ける。ウェイトの置き方は論者によって様々。

【時効と類似の制度】(E203-204頁、佐354頁^{発展学習})

Case46 Xは平成12年10月1日にY住建から本件土地とその土地上の中古不動産を購入し、引渡しを受けたが、平成14年夏ごろ、敷地の一部が液状化して流れ出し空洞になっているのを発見した。このままでは建物が傾いて最悪の場合には倒壊のおそれもありうることから、XはただちにYにこの事実を通知し、善処を求めた。しかし、この土地建物は、A工務店が10年前に建て、A→B→C→Y→Xと輻轉売買されたものであったため、Yは調査のため少し時間が欲しいとXに答えた。平成15年1月ごろ、Yは、Aがすでに倒産しており、B・Cも転居先不明であるから、自分としては責任を負いかねるとXに回答した。Xはこの回答に満足せず、Y自身が修補するか損害を賠償するよう求めたところ、Yが検討する素振りを見せたので、厳しい追及はしなかった。ところが、平成15年の年末まで数回にわたって回答を引き延ばしたうえで、Yは、Xが瑕疵を発見してすでに1年以上経過している(570条・566条3項)として、Xに対して責任を負わない旨、通告してきた。

1 除斥期間

- (1) 定義：権利の画一的な存続期間。出訴期間(裁判外の行使を否定)という理解もある。
※狭義の消滅時効以外をすべて除斥期間と総称しているだけでも言え、次のような違いを一面的に強調することに対しては最近では批判が強い。
- (2) 消滅時効との違い
 - ① 中断なし(停止については見解が分かれる。最近では停止肯定説が通説)

判例 判111(平10年)：20年の除斥期間を経過する前の6か月以内に被害者が心神喪失の常況にあるのに後見人を有しない場合には、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6か月以内に右損害賠償請求権を行使したという特段の事情があるときには、民法158条の法意に照らし、724条後段の効果は生じない。

②援用不要

→当事者の援用を待たず裁判所が職権で判断できる。
信義則違反・権利濫用を論じる余地がない。

判例 最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁、上記判111

③起算点は権利発生時

④遡及効なし

⑤期間経過後の相殺否定

(3) 除斥期間に該当するもの

①形成権（通説。判例は消滅時効説）

②請求権の短期期間制限の場合（564条、566条、570条等。反対説も有力）

判例 最判平成4年10月20日民集46巻7号1129頁（松岡「判批」民商109巻1号105頁以下）
※担保責任につき短期期間制限のみが規定されている場合にも、請求権は引渡時から一般の消滅時効にかかる（最判平成13年11月27日民集55巻6号1311頁：21年目の瑕疵担保責任追及を否定）

③二重の期間規定がある場合の長期の期間制限（反対説も有力）

判例 上記最判平成元年12月21日、判111

2 権利失効の原則（？）

・抽象論としてこれを認める判例があるが、学説には批判的なものが多いし、そもそも「原則」と呼ぶのは誤解を招く。

判例 判122（昭30年）：解除権を有する者が長期にわたって権利を行使せず、相手方においてその権利はもはや行使されないものと信頼すべき正当の事由を有するに至ったため、その後においてこれを行使することが信義誠実に反すると認められるような特段の事情がある場合には、もはや解除は許されない。